

米の安定供給等を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月16日

経済建設常任委員長 石堂正章

須賀川市議会議長 佐藤瞭二様

## 米の安定供給等を求める意見書

政府は、米価の上昇が「需要に対して生産が不足していたことが要因」とする検証結果をまとめた。国は米不足をようやく認め、米の増産に踏み切ることを表明したが、新政権になり、増産から一転、需要に応じた米生産が原則・基本との考えを示した。

気候危機が深刻化する中、農家は毎年、米の作柄を心配し、同時に価格下落への不安も広がっている。これまで国は需要に対する責任を放棄し、生産者にその責任を押し付けてきた。その結果、米をつくりたくても作れない、米を作り続けることができない、後継者がいないなどの状況を招き、2000年代以降、米農家は120万戸以上が減少している。消費者は「安心して日本の米が食べ続けられる」、農家は「安心して米をつくり続けられる」、そうした食糧政策の実現が求められている。

米の減産策から増産策に転換し、農家が意欲を持って生産できるようにセーフティネットとして価格保障・所得補償政策を確立すべきである。さらに中山間地への支援、新規就農者支援の拡充など、抜本的な政策転換に国が踏み出すときである。農家の収入を支え、国民の食糧を守る政策が求められている。このため、国を挙げて十分な備蓄の確保及び販路拡大に取り組む必要がある。

よって、次の事項について要望する。

- 1 米の増産策を進め、国を挙げて十分な備蓄の確保及び販路拡大に取り組むこと。
- 2 農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農作物の価格保障、所得補償政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

衆議院議長

参議院議長

宛

内閣総理大臣

農林水産大臣